

第2-13図 現行学習指導要領の概要

1. 基本的なねらい
 - (1) 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること
 - (2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること
 - (3) 道徳教育や体育等の充実により、豊かな心と健やかな体を育成すること
2. 授業時数の増加と教育内容の改善内容
 - (1) 授業時数の増加

小学校では、週当たりの授業時数が低学年で2コマ、中・高学年で1コマ増加した。特に、国語、社会、算数、理科、体育の授業時数は6年間で約1割増加している。中学校では、週当たりの授業時数が1コマ増加した。特に、国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育の授業時数は、3年間で約1割増加している。
 - (2) 教育内容の主な改善事項
 - (ア) 言語活動の充実

言語は、論理や思考といった知的活動、コミュニケーション、感性・情緒の基盤である。このような力を育むため、国語はもとより様々な教科などでも、学習する知識・技能を活用したレポートの作成やクラスでの話し合いを行うなど、言葉の果たす役割を重視した授業を進める。
 - (イ) 理数教育の充実

国際的な通用性と内容の系統性の観点から指導内容を充実した。また、反復による指導や観察・実験も充実した。
 - (ウ) 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を充実した。
 - (エ) 道徳教育の充実

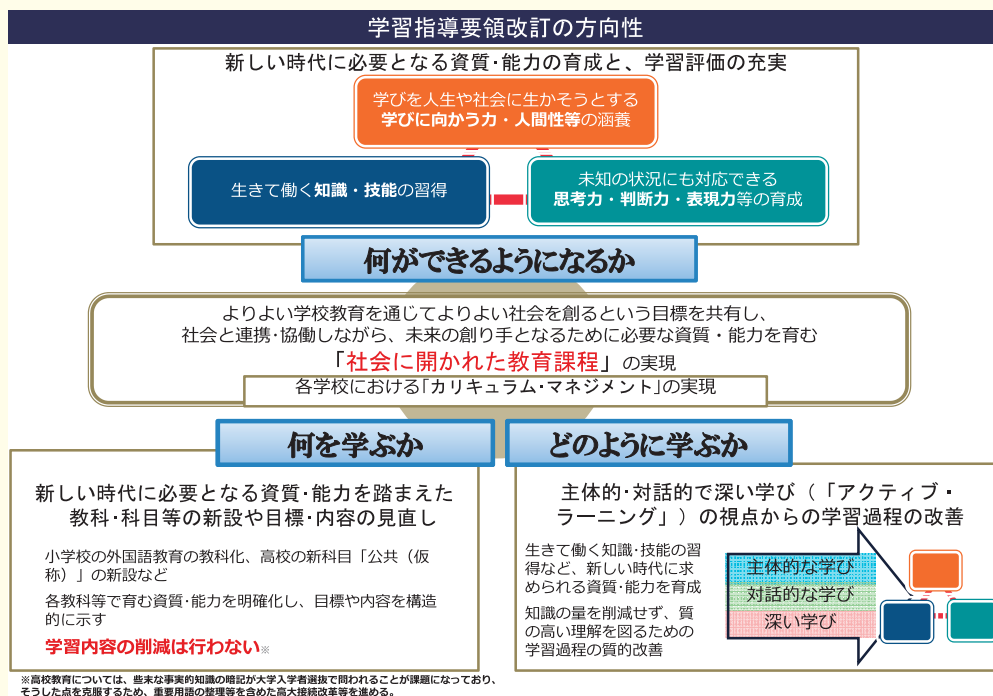
小・中学校の道徳教育は、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて行うものであることを明確化した。
 - (オ) 体験活動の充実

集団宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動、ボランティア活動といった社会奉仕体験や就業体験を推進するなど、体験活動の充実を図った。
 - (カ) 外国語教育の充実

小学校第5・6学年における週1コマの外国語活動の必修化、中学校における外国語科の授業時間の3割増、高校における「授業は生徒の理解の程度に応じた英語を用いて行うことを基本とする」などの改善を図った。

(出典) 文部科学省資料

第2-14図 学習指導要領改訂の方向性



※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

(出典) 文部科学省資料

(2) 基礎学力の保障等（文部科学省）

文部科学省は、学校教育の水準の維持向上のため、学校数や学級数等に応じて算定される教職員の基礎定数に加え、基礎学力の保障のため、習熟度別少人数指導、チーム・ティーチング、小学校の専科指導など指導方法の工夫・改善を行う学校や、特別な配慮が必要な学校などに対し、教職員の加配定数を措置している。平成29（2017）年度は、53,956人の加配定数を措置した。また、平成30（2018）年度は、新学習指導要領における小学校外国語教育の授業時数増に対応し、より質の高い小学校英語教育を実現するため、英語力に関する一定の要件を満たす専科指導教員を配置するための加配定数1,000人を含む1,595人の定数の改善を行う。また、補習や発展的な学習への対応などのため、退職教職員など多彩な人材約7,700人をサポートスタッフとして学校に配置する「補習等のための指導員等派遣事業」を引き続き実施する。

(3) 高校教育の質の保証（文部科学省）

文部科学省は、高校教育の質の確保と向上を促すため、学習指導要領の改訂などの多様な施策を実施している。平成30（2018）年3月に公示された新しい高等学校学習指導要領は、現行学習指導要領の基本的な枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することを目指している。具体的には、高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、教科・科目の構成を改善し、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として社会に送り出していくため、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進することとしているほか、言語能力の確実な育成や理数教育の充実などに関する改善を図っている。

さらに、平成27（2015）年度より、定時制・通信制課程における支援・相談体制の構築、遠隔教育の普及推進などを先導的に実施している高等学校に対し財政的支援を行い、そこで得られた実践事例をもとに成果と課題の検証を行っており、平成29（2017）年度においても、引き続き実施している。

また、高等学校通信教育については、一部で不適切な教育運営の実態が明らかとなったことを踏まえ、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」を策定した（平成28年9月策定。平成30年3月に一部改訂）。これに基づき、文部科学省として所轄庁に全面的に協力しつつ、広域通信制高等学校に対して、実地による点検調査等を実施している。

(4) 学校教育の情報化の推進（文部科学省、総務省）

将来の変化を予測することが困難な時代を迎えるにあたり、日常生活における営みをICT（情報通信技術）を通じて行うことが当たり前となっている現在、子供たちには、ICTを受け身で捉えるのではなく、手段として積極的に活用していくことが求められている。また、ICTの特性・強みを、学校教育における主体的・対話的で深い学びの実現につなげていくことや、個に応じた指導の充実に生かすことが求められている。

平成29（2017）年3月に公示された小学校及び中学校の新学習指導要領では、情報活用能力を言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、各学校におけるカリキュラム・マネジメントにより、教育課程全体で確実に育成することとしている。また、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮するよう総則において新たに明記している。

文部科学省では、新学習指導要領の実施に向けた情報活用能力の育成に関する取組を進めている。「次世代の教育情報化推進事業」においては、平成29年度より情報活用能力を各教科等の学習に効果的に関連付けて育成するためのカリキュラム・マネジメントの在り方や、アクティブ・ラーニングの視点

からの授業改善に向けたICT活用の在り方に関する調査研究⁸を行うほか、新たに必修化された小学校におけるプログラミング教育を推進するために指導事例の創出や教師研修用教材の開発、セミナーの実施に取り組んでいる。さらに、高等学校情報科の内容が充実することを踏まえ、平成30（2018）年度より、情報科担当教師の指導力向上に取り組むこととしている。なお、小学校のプログラミング教育については、「未来の学びコンソーシアム」において、文部科学省・総務省・経済産業省、教育・IT関連の企業・ベンチャーなどが連携し、学校現場への支援につながる取組を進めることとしている。

そして、昨今、スマートフォンやソーシャルネットワークサービス（SNS）などが児童生徒に急速に普及しており、児童生徒がSNS等の不適切な利用によるトラブルや犯罪に巻き込まれる事例が発生している。そのため、情報モラル教育の推進に係る教材や教師用指導手引書等を作成・配布する等、学校における情報モラル教育の充実を図っている。平成30年度においては、指導手引書の改訂も予定している。また、セミナーの開催等を通じて、教師の指導力向上を図っている。

一方で、教師の長時間勤務の解消が喫緊の課題となっており、教師の業務を軽減していくことが求められている。校務の情報化を進めることで、出席管理や成績処理等の事務業務が大幅に効率化され、業務時間の短縮が可能となることから、統合型校務支援システムの普及促進は非常に重要である。そのため、ICTを活用した教員の業務負担軽減及びそれを通じた教育の質の向上を図る観点から、平成29年度においては、統合型校務支援システムの対象となる校務の範囲の明確化や、共同調達・運用の先行事例の調査を踏まえたガイドラインを作成するとともに、平成30年度より、学校における校務の情報化を効率的に進めるため、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用の促進に係る実証を行うこととしている。

また、平成29年度より、文部科学省⁹及び総務省¹⁰が連携し、教職員が利用する「校務系システム」と、児童生徒も利用する「授業・学習系システム」間を安全かつ効果的・効率的に連携させ、校務の情報と学習記録データ等を有効につなげて活用することによる、教育の質の向上の実現等に関する実証事業を行っている。文部科学省においては、主として指導・運営面について、学習指導・生徒指導や学級・学校運営の質の向上等に向けた校務の情報と学習記録データ等の活用モデルや、個々の児童生徒の学びの活動をデータ化し、活用する際の個人情報の取扱い等についての整理等を行っている（次世代学校支援モデル構築事業）。

また、総務省においては、両システムの連携について、主に技術的な観点から実証し、「スマートスクール・プラットフォーム」として標準化をすることとしている。併せて、「スマートスクール・プラットフォーム」を円滑に活用するための基盤となる次世代ICT環境整備の在り方を整理し、ガイドラインを策定することとしている（スマートスクール・プラットフォーム実証事業）。

文部科学省では、学校におけるICT環境整備を促進するため、第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）で目標とされている、学校ICT環境の整備水準（教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数3.6人等）の達成に必要な所要額を計上した「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画（平成26～29年度）」を策定し、平成29年度まで単年1,678億円（4年間総額6,712億円）の地方財政措置が講じられている。しかしながら、例えば平成29年3月現在、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数は5.9人¹¹に留まっているなど、目標水準には届いておらず、更なる取組が必要である。

このような状況を踏まえ、平成28（2016）年11月に「学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議」を開催し、第3期教育振興基本計画（平成30年度～）及び新学習指導要領の実施（平

8 本調査研究は、公募により選定された全26団体（IE-School 21団体、ICT-School 5団体）で実施している。

9 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/main18_a2.htm

10 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/index.html

11 「平成28年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査（速報値）」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1395145.htm

成32年度～)を見据え、地方公共団体における今後の学校におけるICT環境整備の在り方について検討を開始し、平成29年8月に最終まとめ¹²が取りまとめられた。文部科学省では、有識者会議の最終まとめを踏まえ、同年12月に「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」¹³を策定した。なお、平成30年度以降についても、新学習指導要領に対応したICT環境の整備充実を図るため、学校のICT環境整備に必要な経費について引き続き地方財政措置を講じることとされている。

これらの取組に加え、ICT環境の整備・充実を図る自治体を支援するため、「ICT活用教育アドバイザー」の派遣を自治体のニーズに応じて行っている。

このように各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境が整えられ、学校の教育活動におけるICTの積極的な活用が、今後ますます求められる一方で、昨今、学校が保有する機微な情報に対する不正アクセス事案も発生している。そのため、教職員及び児童生徒が、安心して学校においてICTを活用できるよう、外部の者等による不正アクセスの防止等の十分な情報セキュリティを講じることが不可欠な条件である。文部科学省では、平成28年9月に「教育情報セキュリティ対策推進チーム」を開催し、本チームにおける議論等を踏まえ、平成29年10月に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」¹⁴を公表した。本ガイドラインは、地方公共団体が設置する学校を対象とする情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、教育情報セキュリティポリシーの考え方及び内容について解説したものとなっている。

また、総務省では、平成28年度より「若年層に対するプログラミング教育の普及推進」事業を実施。クラウドを活用した低コストかつ効果的なプログラミング教育の実施モデルを、地域における民間指導者の育成・活用方法等を含め、教育課程外において全国35都道府県(85校)で実証を行った。平成29年度には、障害のある児童生徒を対象としたプログラミング教育の実施モデルを、教育課程内を中心に全国10都県(20校)で実証を行った。さらに、平成30年度は、平成32(2020)年度からの小学校におけるプログラミング教育の本格導入を通じて、IoTへの興味・関心を高めた児童生徒が、放課後に地域で継続的・発展的に学習できる場の管理・運用のためのガイドラインを策定する。

COLUMN NO.1

アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善に向けた学校図書館の活用

平成29(2017)年3月に公示された新しい学習指導要領では、変化の激しい社会の中にあって子供たちが自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力の育成を目指し、課題の発見・解決に向けた主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善が求められている。

新しい学習指導要領においては、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に生かすことが規定されており、ここでは、小学校における学校図書館の活用に関する取組を紹介する。

京都市立宇多野小学校では、総合的な学習の時間などに学校図書館を拠点とした授業を展開している。

授業では、児童が自分で立てた課題となるテーマについて本や資料で調べた後、課題が似て

12 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/037/toushin/1388879.htm

13 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2017/12/26/1399908_01_3.pdf

14 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm

いる者でグループを作り、調べた結果を書き込んだ「情報カード」を各自持ち寄り、集めた情報から何が言えるか、どんな筋立てで発表するかなどをグループ内で議論して取りまとめ、発表し合う。

授業を充実させるため、小学校では、毎月1回、各学年の担任だけでなく、司書教諭や学校司書らも集まる「図書館活用委員会」を開催し、授業に使える本の手配やインターネット検索が可能なタブレット端末の設置など、児童が必要な情報を自分で探せる環境づくりを進めるとともに、児童の学習意欲を向上させるため、ホワイトボードや大型テレビを活用して、視覚から興味を持たせる学習の導入の仕掛けづくりにも工夫している。

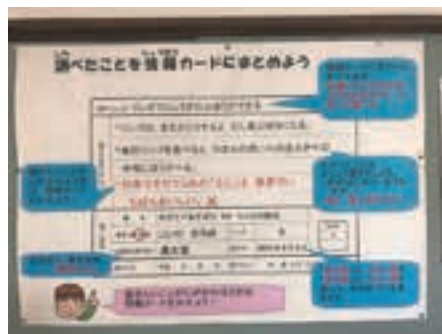
また、児童に対する情報の調べ方や学び方の指導にも力を入れている。前述の「情報カード」の活用など、学年ごとの発達段階に合った本の探し方、図鑑や年鑑の使い方、情報の要約の仕方などを普通の授業にも組み込んでおり、長期的、継続的に取り組むことで、児童の言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力などの育成につながると考えている。

なお、文部科学省においては、学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示した「学校図書館ガイドライン」（平成28年11月）を策定したところである。その中では、「これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい」とされている。

また、児童に対する情報の調べ方や学び方の指導にも力を入れている。前述の「情報カード」の活用など、学年ごとの発達段階に合った本の探し方、図鑑や年鑑の使い方、情報の要約の仕方などを普通の授業にも組み込んでおり、長期的、継続的に取り組むことで、児童の言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力などの育成につながると考えている。



情報カードにまとめている授業の様子
(大型テレビも使って)



情報カードの書き方
(情報カードについて、書き方説明図など)

3 大学教育等の充実（文部科学省）

(1) 大学教育の充実

ア 教育機能の充実

大学教育では、個々の授業科目などを越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを三つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）に基づき確立するとともに、主体性を持って多様な人々と協力して学ぶことのできるアクティブ・ラーニングへの質的転換が推進されている。また、各大学において、産業界と連携した実践的な教育やインターンシップを通じたキャリア教育などの学生の社会的・職業的自立に関する組織的な教育活動の展開、教育内容・方法の改善、教育情報の公表などの取組が積極的に行われている。

文部科学省は、このような大学の取組を促進するため、アクティブ・ラーニング、学修成果の可視化、高大接続改革、長期学外学修プログラム、卒業時における質保証など新たな教育改革の方向性に合致した先進的な取組を支援する「大学教育再生加速プログラム」事業の実施や情報発信を行っている。

る¹⁵。

イ 教育研究の質の維持・向上

文部科学省は、大学教育の国際的通用性の確保や学生保護の観点から、大学を設置するのに最低限必要な基準として大学設置基準を定めるとともに、大学等の設置や組織改編に当たっては、設置計画が大学設置基準等の法令等に適合しているかについての大学設置・学校法人審議会の審査を踏まえて認可を行っている。また、設置認可後は、設置計画履行状況などを調査することにより、設置認可から完成年度までの質の保証を行っている。さらに、全ての国公立大学が文部科学大臣から認証された評価機関による定期的な評価を受ける認証評価制度により、恒常的に大学の教育研究の質の維持・向上を図っている。

ウ 大学院教育の充実

文部科学省は、俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するため、産・学・官の参画を得つつ専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する「博士課程教育リーディングプログラム」事業を実施し、大学院教育の抜本的改革を支援している¹⁶。

エ 学修支援サービス

各大学では、アクティブ・ラーニングなどを行う際に、優秀な大学院生が教育的配慮の下に学部学生に対する助言や実験・実習の教育補助業務を行うティーチング・アシスタント制度や、学生の学修過程や学修成果を長期にわたって収集する学修ポートフォリオなど、多様化した学生の学修活動を支援する取組を行っている。

文部科学省は、大学の取組に関する調査の結果を発信することで、大学の取組を促進している。

(2) 専修学校教育の充実

専修学校¹⁷は、職業や生活に必要な能力の育成や教養の向上を図ることを目的とし、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う機関として大きな役割を果たしている。専門的な職業知識・技術の習得のほか、職業観・勤労観のかん養や自己学習能力の育成において相当の成果を挙げており、若者の職業的自立にも寄与している。

文部科学省は、専修学校教育の振興を図るため、以下のような取組を行っている。

- ・企業などとの密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定（認定学校数：954校、認定学科数：2,885学科（平成30年2月27日現在））
- ・「専修学校による地域産業中核の人材養成事業」において、中長期的な人材育成に向けた産官学の協議体制の構築を進めるとともに、地域や産業界の人材ニーズに対応した社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証等を実施
- ・教育装置・情報処理関係の設備整備などに対する補助、教員研修事業などの実施

第2節 子供・若者の健康と安心安全の確保

1 健康教育の推進と健康の確保・増進等

子供や若者が健やかに成長するためには、自らの心・身体の健康を維持することが重要である。最近

¹⁵ http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/index.htm

¹⁶ http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/hakushikatei/1306945.htm

¹⁷ 入学資格の差異により三つの課程（専門課程、高等課程、一般課程）が設けられている。高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校専門課程（専門学校）には、平成29年5月現在では18歳人口の22.4%が進学している。